

スポーツ安全保険[®]のあらし

財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号 Tel.03-5510-0022

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

(共同保険会社) あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害 富士火災 三井住友海上
(平成20年4月予定)

傷害保険

賠償責任保険

共済見舞金



スポーツ安全協会
検索



コンビニエンスストアで掛金の払込みが行えます。

インターネットからの加入手続き方法は、協会ホームページをご覧ください。

(注) 同一団体でのインターネットと加入依頼書による加入手続きを併用することはできません。年度の新規加入の際にいずれかの方法を選択し、追加の際には新規と同様の方法で行ってください。このあらしでは、スポーツ安全保険の内容と、加入依頼書による手続き方法を記載しております。

スポーツ安全協会

検索

1 スポーツ安全保険とは

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体が加入できます。

スポーツ安全保険は、(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った**5名以上のアマチュアの社会教育関係団体^(注)**の構成員を被保険者として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社(10社)との間に、「**傷害保険**(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険)」及び「**賠償責任保険**(スポーツ安全協会傷害保険賠償責任担保条項及び施設賠償責任保険)」を一括契約し、これら保険の他に協会で運営する「**共済見舞金制度**」を組合わせた補償制度です。

(注) 社会教育関係団体とならない例 × 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を目的とする団体

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。ただし、**治療日数(入院日数及び通院日数)4日以上**の傷害に限られます。



※日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分での団体活動中とその往復中以外の場合は対象となりません。

詳しくは6ページをご覧ください。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。



詳しくは6ページをご覧ください。

共済見舞金

突然死(急性心不全、脳内出血など)による死亡の際に見舞金を支払います。



※AW区分での団体活動中とその往復中以外の場合は対象となりません。

詳しくは6ページをご覧ください。

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象となります。(学校管理下を除く。)

団体での活動中

被保険者の所属する「**団体の管理下**」における**団体活動中**の事故
※AW区分に限り、個人練習や個人活動などの事故(日射・熱射病、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)も対象となります。

団体活動への往復中

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との**通常の経路往復中**の事故
※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

団体管理下とは

「団体管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って**団体活動(単独での行動や練習などは含みません。)**を行っている間をいいます。

具体的には、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施(その間の移動中や休憩中を含む。)し、後始末をし、解散するまでの間です。また、合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。

団体管理下とならない例

- × ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
- × 自転車や陸上競技、スキーなどの団体に加入しているメンバーが、単独で練習している場合
- × ハイキングの団体に加入しているメンバーが、単独でコースの下見に出掛けた場合
- × 個人資格の取得、昇段試験、審査会に単独で参加した場合

●個人でスキーに出かけた場合



なお、被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、**国、地方公共団体、日本体育協会、都道府県体育協会、市町村体育協会又は日本体育協会加盟の種目別競技団体の本部若しくは支部が開催する各種研修会、講習会又は競技会に参加した場合に限り、当該競技会などにおける運動競技中及び主催者の指定した練習場所における練習中の事故並びにこれらの往復中の事故は、特にこの保険の対象とします。**

⚠ **学校管理下の活動は補償の対象となりません。**

学校教育法に基づく**幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校**及び児童福祉法に基づく**保育所**の団体にあつては、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。**学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

2 加入区分・掛金・補償額

子どもの団体

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う **5名以上**の子ども（中学生以下）により構成される社会教育関係団体を言います。**子どもの合計が5名以上**でご加入ください。

加入区分	掛金(1人当たり)	対象者
A	500円	<p>子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生以下の児童、生徒及び幼児 特別支援学校の児童、生徒及び幼児 
AW	1,050円	<p>A及びAWの子どもの合計が5名以上でご加入ください。</p> <p>AW区分の特徴： 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。</p>
A	500円	<p>大人</p> <p>スポーツ活動を行わない大人（子どもの団体活動の支援として、団体の送迎、応援、活動の準備・片付けのみを行う高校生以上の生徒、学生、社会人など）</p> <p>5名以上の子どもと一緒にご加入ください。</p>  <p>●子どもの送迎をする大人 ●子どもを応援する大人 ●準備・後片付けをする大人 ●文化活動団体の指導者</p>
AC	1,000円	<p>大人</p> <p>子どもの団体で、子ども（中学生以下）の指導・支援として一緒にスポーツ活動を行う大人（子どもへの実技・理論指導、その補助などを行う高校生以上の生徒、学生、社会人など）</p>  <p>●スポーツ活動の指導者 ●子どもと準備体操をする大人 ●審判をする大人 ●子どもと一緒にスポーツ活動を行うことのある大人</p>
C	1,500円	<p>5名以上の子どもと一緒にご加入ください。</p>

大人の団体

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う **5名以上**の大人（高校生以上）により構成される社会教育関係団体を言います。**加入区分ごとに5名以上**でご加入ください。

加入区分	掛金(1人当たり)	対象となる団体及び活動の種類
A	500円	<p>高校生以上の生徒、学生、社会人などの文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う団体（スポーツ・ダンス・踊りを行う団体を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化活動、地域活動、ボランティア活動（スポーツの指導、審判を除く。）を行う団体 一定の資格のある社会教育活動、ボランティア活動（スポーツの指導、審判を除く。）の指導者の団体 老人大学などの文化活動の講座 <p>* 青年団、PTA、婦人会などの行事及び学校の部活動の支援でスポーツ活動を行うことがある場合は、C区分でご加入ください。</p>
B	800円	<p>団員がおおむね（3分の2以上）、60歳以上の人により構成された団体（老人クラブなどの団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域住民により構成されたスポーツ活動を行う団体（例）ゲートボール、ハイキング、ウォーキング、社交ダンス、フォークダンス、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動を行う団体 老人大学などのスポーツ講座 総合型地域スポーツクラブ
C	1,500円	<p>高校生以上の生徒、学生、社会人などのスポーツ活動（ダンス・踊りを含む。）を行う団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域住民により構成されたスポーツを行う団体 各種スポーツ教室、講座 アスレチック、スイミング、テニスなどの会員制スポーツクラブ 高校・高専（学校管理下を除く。）、専修学校、各種学校、大学、短大、企業及び自治会などの運動部 一定の資格のあるスポーツ指導者（審判を含む。）の団体 総合型地域スポーツクラブ <p>次の活動もスポーツ活動となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ 社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、日舞、阿波踊り、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バトントワリングなどのダンススポーツ ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリング、野外活動などのアウトドアスポーツ ベンチャースカウト（高校生以上）、ローバースカウト（大学生以上） など
D	9,000円	<p>危険度の高いスポーツ活動を行う団体</p> <p>山岳登山^(注1)、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、超軽量動力機（モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗^(注2)、ジャイロプレーン搭乗、ハンングライダー搭乗（パラグライダーはC区分）、その他これらに類似するスポーツ活動を行う団体</p> <p>(注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要する登山は、「山岳登山」に該当します。（具体的にはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）</p> <p>(注2) 超軽量動力機（モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）、ジャイロプレーンは「航空機」に該当し、これらの所有、使用又は管理に起因する賠償責任は補償の対象となりません。</p>

※自動車・航空機（グライダーを含む）・船舶（人力又は風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用又は管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

- ・掛金は傷害保険・賠償責任保険の保険料と共済見舞金掛金（20円）で構成されています。
- ・中途加入及び中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、年度途中での加入区分の変更もできません。
- ・この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、各団体ごとにご加入ください。

対象範囲	左記対象範囲におけるスポーツ活動中の事故の補償	傷害保険金額				賠償責任保険金額 (てん補限度額)	共済見舞金
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	○ スポーツ活動中も対象となります。	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 160万円
		2,100万円 (日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA区分と同様)	3,150万円	5,000円	2,000円	上記補償に身体・財物賠償 合算 1事故 500万円を加算	
上記以外 (学校管理下を除く。)		100万円 (日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。)	150万円	1,000円	500円	身体賠償、財物賠償 合算 1事故 500万円 (免責金額 1,000円)	対象となりません。
団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 160万円
	○ スポーツ活動中も対象となります。	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	ただし、子ども (中学生以下)との活動中のみ。	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

対象範囲	左記対象範囲におけるスポーツ活動中の事故の補償	傷害保険金額				賠償責任保険金額 (てん補限度額)	共済見舞金
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
団体活動中とその往復中 (学校管理下を除く。)	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 160万円
	○ スポーツ活動中も対象となります。 ただし、D区分に 列挙されているスポーツ 活動を除く。	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※入・通院保険金の支払いは、治療日数（入院日数及び実通院日数）4日以上以上の傷害に限られます。
 ※入・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

3 加入について

インターネットでの加入手続方法は、スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

加入手続

本保険は、各都道府県の指定金融機関を通じ、(財)スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っております。各支部の指定金融機関は、満期のご案内又は加入依頼書の表紙をご覧ください。加入依頼書は、(財)スポーツ安全協会各支部のほか、各市区町村の教育委員会、体育協会、主要体育施設などに備え付けてあります。

指定銀行でのお手続き

岩手県、埼玉県、愛知県は、ゆうちょ銀行でのお手続きのみとなります。



〈団体代表者〉

①加入依頼書（団体員名簿を含む。）に必要事項をご記入ください。



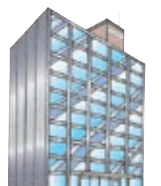
〈指定金融機関〉

②掛金と記入済みの加入依頼書（団体員名簿を含む。）を指定銀行窓口にご提出ください。加入依頼書③（代表者控）が返却されますので、大切に保管してください。



〈(財)スポーツ安全協会〉

(財)スポーツ安全協会支部にて加入受けを行います。



〈保険会社〉

郵便局（ゆうちょ銀行）でのお手続き

一部支部のみ取扱っております。



〈団体代表者〉

①加入依頼書（団体員名簿を含む。）に必要事項をご記入ください。



〈郵便局（ゆうちょ銀行）窓口〉

②加入依頼書に付属の払込取扱票を使用して、郵便局（ゆうちょ銀行）窓口で掛金を払込みください。



⚠ 必ず郵送してください。

③振替払込証明書を貼付し、加入依頼書①②（団体員名簿を含む。）を掛金払込みの当日に(財)スポーツ安全協会支部宛に郵送してください。加入依頼書③（代表者控）は払込金受領証を貼付し、大切に保管してください。

詳しい手続き方法は、加入依頼書に付属の払込取扱票ページをご覧ください。

※(財)スポーツ安全協会が指定する金融機関窓口以外で掛金を振込まれた場合は、お振込みいただいた当日に、加入依頼書①②（団体員名簿を含む。）を(財)スポーツ安全協会支部宛に郵送してください。

保険期間

平成20年4月1日午前0時より平成21年3月31日午後12時まで

4月1日以後の申込みは、加入手続日^(注)の翌日の午前0時より有効ですが、終期は前記と同様3月31日午後12時までです。
(注) 加入手続日とは、指定銀行窓口で振込んだ場合は振込日、それ以外の金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）で振込んだ場合は、掛金の振込日又は加入依頼書を同封した封筒の消印日のいずれか遅い日を指します。

加入人数

平成20年度の初回加入時には、子どもの団体の場合は中学生以下の子どもの合計が5名以上、大人の団体の場合は加入区分ごとに5名以上の加入が必要です。（追加加入の際には、1名からでも手続きができます。）

中途加入 中途脱退

途中で団体員が増えた場合には、新しい加入依頼書に追加加入する団体員だけを記入のうえ、追加の文字を○で囲み、新規加入と同様の手続を行ってください。中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。また、中途脱会する場合は、全ての加入区分で掛金の返戻は行いません。（加入後の加入者の入換えは出来ません。）

証拠書類

この保険契約において、保険証券は保険契約者である(財)スポーツ安全協会に対して発行されますので、各団体及び各被保険者に対しては保険証券の発行又は保険加入や契約引受けを証明する書類の交付は行いません。各団体は、加入手続き済みの加入依頼書③（代表者控）を証拠書類として大切に保存してください。保険金請求時及び共済見舞金の給付申請時に必要となります。

⚠ 加入手続時にご注意いただきたいこと

加入手続きに不備があると、保険の効力が発生しません。

- ①平成20年度の初回加入時には、子どもの団体の場合は中学生以下の子どもの合計が5名以上、大人の団体の場合は加入区分ごとに5名以上の加入が必要です。
- ②団体員の年齢構成、スポーツ活動^(注)の有無、スポーツ活動の種類、補償額及び補償範囲によって加入区分が異なります。2・3ページをご覧ください。適切な加入区分でご加入ください。大人の方は特にご注意ください。また、年度途中での加入区分の変更はできません。
- ③掛金を振込み、かつ、加入依頼書の提出がないと補償が開始いたしませんので、必ず加入依頼書①②をご提出ください。郵便局（ゆうちょ銀行）及び指定銀行以外の窓口でのお手続きの場合は、(財)スポーツ安全協会支部宛に加入依頼書①②を郵送をしていただく必要がありますので、特にご注意ください。
- ④掛金の金額不足、必要事項の記入誤り、漏れがないことを確認してください。

(注) スポーツ活動についての具体的判断については、スポーツ振興法などに照らして決めます。 [以下スポーツ振興法第2条より抜粋]
「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

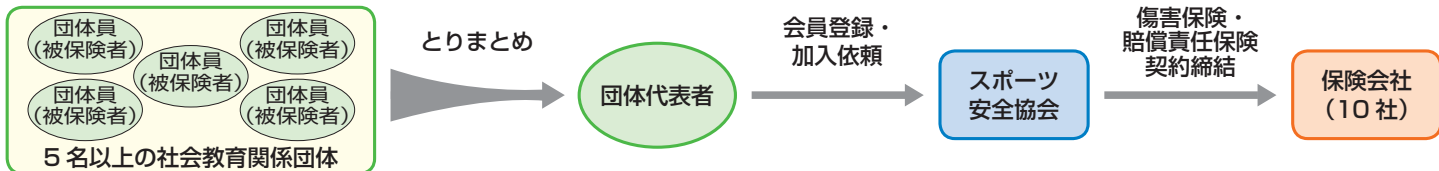
4 重要事項説明書

制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報に記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「平成20年度スポーツ安全保険の解説」に記載されている保険約款によりますが、ご不明点等については(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

1. **制度の仕組み**：スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険及び(財)スポーツ安全協会が運営する共済見舞金制度からなります。
2. **契約者**：傷害保険及び賠償責任保険は、財団法人スポーツ安全協会が契約者となり、当協会に会員登録・加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社10社との間に一括契約をしています。共済見舞金制度については、加入依頼手続きを行った際に提出した団体員名簿に記載のある方が、この制度の加入者となります。



3. **補償期間**：平成20年4月1日午前0時から平成21年3月31日午後12時まで。ただし、平成20年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は平成21年3月31日午後12時までです。

4. 引き受け条件

- ①加入対象者：5名以上の社会教育関係団体（子どもの団体の場合は中学生以下の子どもの合計が5名以上）
- ②補償額、掛金：補償額、掛金は2・3ページをご参照ください。
- ③被保険者：加入依頼手続きを行った際に提出した団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。共済見舞金制度については、加入者が給付対象者となります。
- ④加入のお手続き方法：加入依頼書（団体員名簿を含む。）に必要事項を記入のうえ、加入依頼書（団体員名簿を含む。）を掛金と共に指定の金融機関にご提出ください。郵便局（ゆうちょ銀行）でのお手続きの際は、掛金を郵便局（ゆうちょ銀行）窓口で払込みの上、加入依頼書（団体員名簿を含む。）を(財)スポーツ安全協会支部宛にご郵送ください。なお、指定金融機関は支部によって異なりますので、満期のご案内又は加入依頼書の表紙をご覧ください。詳細については4ページをご覧ください。
5. **補償の内容**：被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中及び団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。（ただし、日本国内における事故に限り。）
 - ①傷害保険：急激で偶然な外来の事故により被った傷害（日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）並びに傷害に起因する後遺障害及び死亡
 - ②賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
 - ③共済見舞金：急性心不全、脳内出血などによる突然死※AW区分に限り、団体活動中以外の個人練習や個人活動などの事故（日射・熱射病、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。）も対象となります。
6. **満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金**：この制度には、満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

1. 告知義務・通知義務等

- (1) **ご加入時における注意事項**（加入依頼書の記載上の注意事項等）
加入依頼書に必要な記載事項が記載されていない場合や、記載事項が事実と違っている場合には、加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、加入区分の誤り、掛金の不足、加入依頼書の未提出などがあると、保険金のお支払いができません。
- (2) **ご加入後における留意事項**
事故などが発生した場合の手続き等については、7ページの「事故のときは」をご参照ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことがあります。団体名、代表者情報の変更があった場合は、所定の団体情報変更ハガキを使用して変更を行ってください。また、被保険者が請求できず、かつ、代理人がいない場合は、ご家族のうち一定の条件を満たす方が保険金を請求できる場合があります。
- (3) **次回継続加入のお引受け**
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 責任開始期

平成20年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、平成20年4月1日午前0時から。平成20年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。

3. 主な免責事由

学校管理下で行われる活動は対象となりません。傷害保険及び賠償責任保険の免責事由は、6・7ページの「保険金が支払われない主な場合」をご参照ください。顕著な兆候が「団体活動中及び往復中」に発生していない突然死は共済見舞金の対象とはなりません。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度がご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくものです。

お手数ですが、右記事項について、再度ご確認くださいませようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

お手続き時に下記の点もご確認ください。以下の項目に誤りがあると、保険金が支払われないことがあります。

- ①団体員名簿欄の被保険者の氏名、性別、年齢は正しいことをご確認ください。
- ②活動内容、年齢構成に合致した加入区分を選択されているかをご確認ください。
- ③平成20年度の新規加入の際には、大人の団体の場合は加入区分ごとに5名以上、子どもの団体の場合は中学生以下の子どもが5名以上となっているかをご確認ください。
- ④加入手続きの際に、掛金の振込み及び加入依頼書①②（団体員名簿を含む。）の提出を行ったかをご確認ください。

当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。

- ①保険金のお支払事由
- ②保険期間
- ③補償金額
- ④掛金

〈保険に関するご意見・ご相談先〉

- 東京海上日動火災保険株式会社 公務第2部公務第1課
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11階
TEL. 03-5223-2607
- 社団法人日本損害保険協会(受付時間：平日9:00~18:00)
保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。
フリーダイヤル 0120-107-808 TEL. 03-3255-1306

5 傷害保険について

スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険

支払われる保険金

保険金種別	支払額	対象範囲	補償対象
(1) 死亡保険金 (事故の日からその日を含めて180日以内)	…A及びC区分 : 2,000万円 …AC区分 : 1,000万円 …B区分 : 600万円 …D区分 : 500万円 …AW区分 : 2,100万円	団体活動中とその往復中	左記以外の個人練習、個人活動など
(2) 後遺障害保険金(最高)	…A及びC区分 : 3,000万円 …AC区分 : 1,500万円 …B区分 : 900万円 …D区分 : 750万円 …AW区分 : 3,150万円	100万円	—
(3) 入院保険金(1日につき)	…A及びC区分 : 4,000円 …AC区分 : 2,500円 …B及びD区分 : 1,800円 …AW区分 : 5,000円	150万円	—
(4) 通院保険金(1日につき)	…A及びC区分 : 1,500円 …AC区分 : 1,000円 …B及びD区分 : 1,000円 …AW区分 : 2,000円	1,000円	500円

①医師の治療が対象となります。柔道整復師による施術は、医師の治療に準じて取扱います。
②後遺障害保険金は、程度によって最高額(死亡保険金額を基準としてその1.5倍 例:A区分では2,000万円×1.5=3,000万円)の3%~100%が支払われます。
(例)○終身常に介護を要するとき 100%
○両耳の聴力を全く失ったとき 80%
○一眼が失明したとき 60%
○一腕又は一脚を失ったとき 60%
また、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から、すでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
③手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍、20倍又は40倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われます。
ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
④平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、支払われません。
なお、通院しない場合においても、骨折などの傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたときと保険会社が認めるときは、その日数に対し、通院保険金を支払います。
⑤入・通院保険金の支払いは、**治療日数(入院日数及び実通院日数)4日以上の傷害に限られます。**
⑥入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
⑦入院保険金と通院保険金は重複してお支払いできません。
⑧入・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入・通院保険金は重複してお支払いできません。
⑨AW区分の目射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒の補償額は、「団体活動中とその往復中」では、死亡2,000万円、後遺障害3,000万円、入院日額4,000円及び通院日額1,500円となり、「個人練習、個人活動など」では、補償の対象となりません。
これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

対象となる損害

被保険者が日本国内での**団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
また、AW区分にご加入の場合は、上記に加えて、個人練習や個人活動などでの事故も対象となります。ただし、日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

● 団体活動中のケガ



● 団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合



● ちうちや腰痛で、自覚症状しかないもの



● 地震・噴火・津波によるケガ



保険金が支払われない主な場合

- 次のような事由により生じた傷害
 - 被保険者や保険金受取人の故意
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 - 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
 - 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除きます。
- ムチ打症や頸椎症などの頸部症候群及び腰痛で、自覚症状しかないもの
- 入・通院が**4日未満**の場合
- 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- 山岳登山などの危険なスポーツを実施している間に生じた傷害(ただし、D区分に加入の場合は、対象となります。)
- 団体活動中**以外**及び往復中**以外**での日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒
- 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - 急性心不全、脳内出血などの突然死(共済見舞金の対象となります。)
 - 野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他**急激・偶然・外来の要件を満たさない**スポーツ特有の障害
 - 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など
- 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

6 賠償責任保険について

スポーツ安全協会傷害保険賠償責任担保条項

施設賠償責任保険

支払われる保険金

(1) A、B、C、D及びAC区分でご加入の場合のてん補限度額 (団体活動中とその往復中) (左記以外の個人練習、個人活動など)	身体賠償 (免責金額1,000円)	: 1人 1事故	1億円 5億円	—
(2) AW区分でご加入の場合のてん補限度額 (団体活動中とその往復中) (左記以外の個人練習、個人活動など)	身体賠償 (免責金額1,000円)	: 1事故	500万円	—
(1)の補償に、身体賠償、 財物賠償合算で	身体賠償、 財物賠償合算で	1事故 500万円を 加算(各免責金額1,000円)	1事故 500万円 (免責金額1,000円)	—

①保険会社が承認した次のような損害賠償金や諸費用を支払います。
・損害賠償金
・万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※上記の、損害賠償金、争訟費用の決定に際しては、予め保険会社の承認が必要になります。
・被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用及び予め保険会社が同意した費用
・保険会社の求めに応じて、保険会社への協力のために支出された費用
・他人から損害賠償を受ける場合に、その権利の保全又は行使のために要した費用及び損害の防止・軽減に必要な又は有益な費用
②損害賠償金は、被害者の過失割合や、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故については、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いので、**示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。**
なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなります。
③この保険契約と重複する保険契約がある場合には、保険金の支払いが按分されます。
④AW区分については、「団体活動中とその往復中」での賠償責任保険のてん補限度額は、身体賠償1人1億円、1事故5億円、財物賠償500万円に、身体・財物賠償合算で1事故500万円限度が加算された額となります。また、個人練習、個人活動での賠償責任保険のてん補限度額は、身体・財物賠償合算で1事故500万円となります。

被保険者が日本国内での**団体の活動中**及び**往復中**に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合**。

また、AW区分にご加入の場合には、上記に加えて、個人練習中や個人活動中などに発生した賠償事故も対象となります。

(例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者の管理責任が問われた場合



(例3) 団体活動への往復中、自転車と歩行者とぶつかりケガをさせた場合



(例4) 校舎の窓ガラスを割ってしまった場合



次のように法律上の賠償責任が発生しない場合には、本保険の対象とはなりません。

(例1) サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合

(例2) 野球でボールが相手のメガネにあたり、メガネを破損した場合

※**スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。**

(例3) 体育館、運動場などの体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合



※体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備のみが原因である事故は、施設の管理・運営者に賠償責任が発生すると考えられるため、団体の構成員が個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられます。

(例4) 心神喪失の状態でもケガをさせた場合
※このような事故の場合は、法律上の賠償責任はありません。

(1) 次のような事由に起因する賠償責任

- ①被保険者の故意
- ②被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打
- ③地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など
- ④自動車・航空機（グライダーを含む）・船舶（人力又は風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用又は管理、狩猟



(自動車保険での支払いとなります)

(例) 自動車で集合場所へ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合は、支払われません。ただし、自分のケガに対しては、傷害保険が支払われます。

(2) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

(3) 団体又は被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。）

(例) テニスやバドミントンのラケット、あるいは跳び箱やバレーボールのネットなどを借りて過ぎてこわした場合には支払われませんが、使用している体育館の窓ガラスを過ぎて割ってしまった場合は支払われます。



(4) 被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

(例) ハイキングに行くためにおにぎりを作ったが、それが原因で食中毒となった場合には支払われません。

(5) 学校又は保育所の管理下において行う団体活動の遂行に起因する賠償責任

(6) 山岳登山などの危険なスポーツの実施に起因する賠償責任（ただし、D区分に加入の場合は対象となります。）

(7) 被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に直接起因する賠償責任（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。）

(8) 被保険者が公務員（ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する賠償責任

(9) 日本国外での事故及び**保険期間外**に発生した事故

7 共済見舞金について

スポーツ安全協会共済見舞金

支払われる見舞金

突然死（急性心不全、脳内出血など）……160万円 （注）見舞金は、傷害保険の死亡保険金と重複しては支払われません。

対象となる事故

加入者が**団体の活動中**及び**往復中**に発生した、**突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）**が支払いの対象となります。

突然死とは、その顕著な徴候が「活動中及び往復中」に発生した、突然で予期されなかった病死をいい、急性心機能不全（心臓マヒ）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当らない頭蓋内出血などが直接死因とされたもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものをいいます。

8 事故のときは

●傷害保険の入・通院保険金の支払いは、治療日数(入院日数及び実通院日数)**4日以上**の傷害に限られます。
●事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金のお支払いができなくなることがあります。

- (1) 加入依頼書⑥(代表者控)は、保険金及び見舞金を請求する際、必要となりますので大切に保管してください。
- (2) 未成年者が被保険者の場合、保険金請求者及び示談書の署名捺印者は、親権者となります。

ケガをされたとき(傷害保険)

ハガキ（官製ハガキでも可）で**事故の日から30日以内**に8ページの**東京海上日動**へ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号又は加入依頼番号 ⑤加入日（振込日）⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、治療期間（見込）

(注1) 入・通院保険金の請求には、**4日以上**の治療実日数が必要となります。

(注2) 事故通知ハガキをご提出いただきますと、ケガをされた方へ保険金の請求に必要な書類一式を直接お送りいたします。

(注3) 保険金請求額が10万円以下で手術保険金のご請求がない場合は、**保険金請求書の治療状況欄**にご記入いただくことにより**医師の診断書**に代えることができます。

賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき(賠償責任保険)

速やかに電話で8ページの**東京海上日動**へ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②会員登録番号又は加入依頼番号 ③加入日（振込日）④加害者及び負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ⑤団体代表者の氏名、電話番号 ⑥事故の日時、場所、原因、状況 ⑦傷害又は物の損壊^(注1)の程度

(注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう**現場写真**や**修理見積書**をとっておいってください。

(注2) 示談交渉は加害者である被保険者に行っていただきます。なお、**示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください**。東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部又は一部を保険金としてお支払いできない場合があります。

突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき(共済見舞金)

速やかに封書（官製ハガキでも可）で**スポーツ安全協会支部**へ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②会員登録番号又は加入依頼番号 ③加入日（振込日）④被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ⑤団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ⑥事故の日時、場所、状況 ⑦死亡の原因（病名）

●加入のお問い合わせ先(平日のみ)スポーツ安全協会支部一覧 (住所は、加入依頼書の表紙又は満期のご案内に記載しております。)

支部名	所在地	電話番号	支部名	所在地	電話番号
北海道支部	北海道体育協会内	011(820)1709	滋賀県支部	滋賀県体育協会内	077(523)3860
青森県支部	青森県体育協会内	017(782)6984	京都府支部	京都府体育協会内	075(692)3459
岩手県支部	岩手県体育協会内	019(648)0400	大阪府支部	大阪体育協会内	06(6643)5234
宮城県支部	宮城県スポーツ振興財団内	022(356)6066	兵庫県支部	兵庫県体育協会内	078(332)2380
秋田県支部	秋田県体育協会内	018(883)0360	奈良県支部	奈良県体育協会内	0742(22)5791
山形県支部	山形県体育協会内	023(642)8321	和歌山県支部	和歌山県体育協会内	073(433)8390
福島県支部	福島県体育協会内	024(526)4600	鳥取県支部	鳥取県体育協会内	0857(28)7221
茨城県支部	茨城県体育協会内	029(300)4710	島根県支部	島根県体育協会内	0852(21)5388
栃木県支部	栃木県体育協会内	028(622)7878	岡山県支部	岡山県体育協会内	086(235)2929
群馬県支部	群馬県体育協会内	027(237)0832	広島県支部	広島県教育委員会内	082(223)7865
埼玉県支部	埼玉県体育協会内	048(830)6958	山口県支部	平成20年3月まで山口県教育庁学校安全・体育課内 平成20年4月から山口県体育協会内	083(921)6185
千葉県支部	千葉県体育協会内	043(254)0075	徳島県支部	徳島県体育協会内	088(655)3660
東京都支部	東京都体育協会内	03(3481)2423	香川県支部	香川県体育協会内	087(833)1583
神奈川県支部	神奈川県体育協会内	045(311)0653	愛媛県支部	愛媛県体育協会内	089(911)1199
新潟県支部	新潟県体育協会内	025(287)8080	高知県支部	高知県体育協会内	088(820)1755
山梨県支部	山梨県体育協会内	055(243)3920	福岡県支部	福岡県体育協会内	092(622)5775
長野県支部	長野県教育委員会スポーツ課内	026(219)2474	佐賀県支部	佐賀県体育協会内	0952(30)7716
岐阜県支部	岐阜県体育協会内	058(295)6360	長崎県支部	長崎県体育協会内	095(845)2926
静岡県支部	静岡県体育協会内	054(262)3039	熊本県支部	熊本県体育協会内	096(213)9015
愛知県支部	愛知県体育協会内	専用052(264)4048 共用052(264)1010	大分県支部	大分県体育協会内	097(552)0400
三重県支部	三重県体育協会内	059(372)8100	宮崎県支部	宮崎県体育協会内	0985(55)3136
富山県支部	富山県体育協会内	076(439)7090	鹿児島県支部	鹿児島県体育協会内	099(813)1108
石川県支部	石川県教育委員会スポーツ健康課内	076(225)1851	沖縄県支部	沖縄県体育協会内	098(857)0017
福井県支部	福井県体育協会内	0776(34)2719	群馬、神奈川(日、月曜日、祝日は休み)		

●事故のお問い合わせ先 保険の事故通知・保険金請求先一覧

都道府県	事故時の連絡先 平日9:00~17:00	都道府県	事故時の連絡先 平日9:00~17:00
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-027 011(271)4817/FAX011(271)1328 〒060-8531 札幌市中央区北一条西3-3	静岡県	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-059 054(254)4235/FAX054(254)4237 〒420-8585 静岡市葵区呉服町1-3-12
東北	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-037 022(225)6326/FAX022(225)7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	北陸・近畿	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-067 06(6910)5081/FAX06(6910)5378 〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53
関東甲信越	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-047 03(5223)3250/FAX03(3285)0105 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1	中国・四国	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-085 082(247)2832/FAX082(247)9837 〒730-8730 広島市中区大手町1-2-1
東海	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-057 052(201)9789/FAX052(201)1965 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19	九州	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー フリーダイヤル0120-789-095 092(281)8375/FAX092(281)8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

*スポーツ安全保険コーナーは、東京海上日動火災保険株式会社の各損害サービス部内にあります。

幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社 公務第2部公務第1課 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11階 TEL.03-5223-2607

このあらましは、スポーツ安全保険の概要をご説明したものです。この保険の内容については、『スポーツ安全保険の解説』をご覧ください。詳細は、解説に記載されている保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら、(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。

また、団体構成員の皆様へ『スポーツ安全保険のしおり兼重要事項説明書』等を配布し、本保険について周知いた度くようお願いいたします。

インターネットからの資料請求	資料請求は(財)スポーツ安全協会ホームページより受付けております。
	http://www.sportsanzen.org または <input type="button" value="スポーツ安全協会"/> <input type="button" value="検索"/>

なお、3月、4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。
お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。